

# 旧抄本『論語義疏』「子張」篇の分章 をめぐって

高橋 均

## はじめに

本稿は、旧抄本『論語義疏』「子張」篇冒頭に2行小字で記される文の「第三部分」<sup>(1)</sup>及び子張篇内に繋がる分章にかかわる皇疏から生じる疑問を解明し、あわせて旧抄本論語義疏の性格に言及する。

## 1 子張篇篇首「第三部分の疏」が記すこと

はじめに、清熙園本『論語義疏』「子張」篇篇首第三部分の疏を記し、記事を概括する。

疏 就此篇凡有二十四章、大分為五段、總明弟子稟仰記言行、皆可軌則、才一先述子張語、才二明子夏語、記小徳出入可也。才三子游、才四曾參語、才五子貢語。就子張語、自有二章也。

文頭に大字で記される「疏」字は、旧抄本がいずれも「正義」と作る中で、唯一清熙園本のみ「疏」と作る。この「疏」字を手がかりとして、文が邢昺『論語正義』に見えないことと、内容が篇内に繋がる分章にかかわる皇疏と共通することから、義疏の一条とみる<sup>(2)</sup>。ただ「疏」字の異同を除く文全体は、清熙園本を含むすべての旧抄本でほぼ同文である。

「就此篇凡有二十四章、大分為五段」の「就此篇凡有二十四章」とは、『論語集解』「子張」篇が25章であるの対比して、論語義疏が24章より構成されることをいうのであろう。論語の分章にかかわるこの種の注釈は、皇侃の義疏より始まるようである。論語各篇内で章をどのように分けるかについては、論語鄭玄注、論語集解、論語義疏の間でわずかな差異が存在したらしい。そのことを指摘するのは、陸徳明の『經典釈文』「論語音義」である。子張篇について、通行本論語音義は「凡二十五章」と記すだけであるが、日本に伝わる古抄集解本の正和本、嘉暦本及び正平本書き入れの論語音義は、「凡廿五章 疏廿四章」とし、この「疏」とは論語義疏を指すと考えられるから、論語音義はもともと

[1]

論語集解と論語義疏との分章に差異があったことを指摘したものとわかる<sup>(3)</sup>。ここから「就此篇凡有二十四章」という記述が、論語義疏子張篇の章数を指すことが裏づけられる。「大分為五段」は、その24章が大きく5段に分かれることをいう。

「総明弟子稟仰記言行、皆可軌則」で、子張篇はすべて弟子たちが規範とする孔子の言行を記したものであることを明かす。「第一先述子張語……子貢語」で、それが、第一段子張語、第二段子夏語、第三段子游語、第四段曾參語、第五段子貢語と分かれることをいう。

文末の句「就子張語、自有二章也」は、ここまでが子張篇の概要であるのと異なって、子張篇の第一章、第二章が子張のことばであることをいったものである。この句は、子張篇の第三章下の皇疏「此下是第二、是子夏語、自有十一章」と表現に共通点があるから、第一章下に繋がれるべきものであろう<sup>(4)</sup>。

## 2 皇疏に記される分章の問題

子張篇には、篇首に今見た第三部分の疏があるばかりでなく、篇内にも、他の篇ではあまり見られない分章にかかわる皇疏（これを[篇内皇疏]とよび、篇首に見える[第三部分の疏]と区別する）が記されている。それが第一章下に繋がれる「此是第一」であり、第二章下に繋がれる「二章訖、此是子張語、是第一」という、段落の順序とそれが弟子の誰の語で、何章であるかを具体的に示す疏である。このような疏は、さらに第三章下に「此下是第二、是子夏語、自有十一章」、第十一章下に「子夏語十一章、訖此也」、第十二章下に「此下第三、子游語、自有二章」、第十六章下に「此以下是第四、曾參語、自有四章」、第二十章下に「此以下是第五、子貢語、自有五章」とあって、第三部分の疏とのかかわりは明らかである。

今ここで見たような篇内の章の構成に言及する皇疏は、他の篇では郷党篇と堯曰篇に見えるのがわずかな例である。郷党篇では、冒頭「孔子於郷黨」下に、「此一節、至末並記孔子平生德行也」と記しているのがそれで、「此一節」という皇疏によって、皇侃は郷党篇全体を一章とみているとわかる<sup>(5)</sup>。そのことは、郷党篇内に章を分かつような皇疏が他に見えないことから裏づけられる。また堯曰篇は冒頭「堯曰」下に、「此篇凡有三章、……就此一章中凡有五重」と記して、堯曰篇全体が三章に分かれること、その第一章が五分されることをいい、さらに「子長問政於孔子<sup>(6)</sup>」下に「此章第二、明孔子同於堯舜諸聖之尊也」とあって、これが第二章であること、そして「孔子曰不知命無以為君子也」下

に「此章第三、明若不知命、无以為君子」とあって、これが第三章であることを示す。以上、郷党篇、堯曰篇、そして子張篇を加えて、皇侃は分章が特異な篇については、疏でそのことに言及しているのである<sup>(7)</sup>。

### 3 論語の分章は何時からはじまるのか

わたしたちが知るもっとも早い論語『魯論』『齊論』『古論』が、すでに篇としての形をとっていたことは、『漢書』『芸文志』が「論語古二十一篇」「齊二十二篇」「魯二十篇、傳十九篇」と記すことから、明らかである。それでは、その篇内が章に分かれていたのかどうか、もし分かれていたとすれば、それは何時からどのような形であったのか。

論語の分章を明らかにする目的で鄭玄注<sup>(8)</sup>、あるいは集解<sup>(9)</sup>を見ても、その注の中に言及はない。注で分章についての言及がないということは、鄭玄あるいは何晏にとって分章は基本的に定まっていて、注で触れる必要がないからであろう。こう推測するのは、鄭玄あるいは何晏の当時通行していた論語には、すでに分章がほぼ固定化され、マークが付されていたと思われるからである<sup>(10)</sup>。鄭玄をはるかにさかのぼる竹簡『論語』に、章数を示す簡があり、また竹簡に分章のマークが施されていたことがそのことを推測させる。竹簡論語は、いわゆる古論、魯論、齊論三論の時代とほぼ時を同じくするから、漢志に記載される三論として伝承されている論語も、篇内が章に分かれていたと推定する<sup>(11)</sup>。

論語の分章については、このように前漢末までさかのぼることができる。するとその当時の論語は、篇に分かれ、その篇内はすでに分章の標識を備えて記述されていて、鄭玄や何晏はこうしたテキストにもとづいて注を付けたから、分章の差異もほとんどなかったし、そのことを注に記す必要もなかったのであろう<sup>(12)</sup>。

### 4 邢昺の疏から論語集解の分章を知る

今論語鄭玄注の分章について知るすべはないが、論語集解の分章については、間接ながら邢昺の疏を通じて知ることができる<sup>(13)</sup>。それはたとえば、子張篇第一章「子張曰、士見危致命……其可已矣」下の邢昺の疏が、「正義曰、此章言士行也」と記して、その章の要旨を明かしていることは、この句を邢昺は1章とみているのである<sup>(14)</sup>。こうした邢昺の疏をマークして見てゆくと、子張篇の分章は次のようになる。

- (1)「子張曰、士見危致命……其可已矣」 正義曰、此章言士行也。
- (2)「子張曰、執德不弘……焉能爲亡」 正義曰、此章言行人之不備者。
- (3)「子夏之門人問交於子張……如之何其拒人也」 正義曰、此章論與人結交之道。
- (4)「子夏曰、雖小道……君子不爲也」 正義曰、此章勉人學爲大道正典也。
- (5)「子夏曰、日知其所亡……好學也已矣」 正義曰、此章勸學也。
- (6)「子夏曰、博學而篤志……仁在其中矣」 正義曰、此章論好學近於仁也。
- (7)「子夏曰、百工居肆以成其事……以致其道」 正義曰、此章亦勉人學舉百工以爲喻也。
- (8)「子夏曰、小人之過也必文」 正義曰、此章言小人不能改過也。
- (9)「子夏曰、君子有三變……聽其言也厲」 正義曰、此章論君子之德也。
- (10)「子夏曰、君子信而後勞其民……以爲謗已也」 正義曰、此章論君子使下事上之法也。
- (11)「子夏曰、大德不踰閑小德出入可也」 正義曰、此章論人之德有小大而行亦不同也。
- (12)「子游曰、子夏之門人小子……其唯聖人乎」 正義曰、此章論人學業有先後之法也。
- (13)「子夏曰、仕而優則學學而優則仕」 正義曰、此章勸學也。
- (14)「子游曰、喪致乎哀而止」 正義曰、此章言居喪之禮也。
- (15)「子游曰、吾友張也爲難能也然而未仁」 正義曰、此章論子張材德也。
- (16)「曾子曰、堂堂乎張也難與並爲仁矣」 正義曰、此章亦論子張材德也。
- (17)「曾子曰、吾聞諸夫子……必也親喪乎」 正義曰、此章論人致誠之事也。
- (18)「曾子曰、吾聞諸夫子……是難能也」 正義曰、此章論魯大夫仲孫速之孝行也。
- (19)「孟氏使陽膚爲士師……哀矜而勿喜」 正義曰、此章論典獄之法也。
- (20)「子貢曰、紂之不善……天下之惡皆歸焉」 正義曰、此章戒人爲惡也。
- (21)「子貢曰、君子之過也……人皆仰之」 正義曰、此章論君子之過似日月之食也。
- (22)「衛公孫朝問於子貢曰……而亦何常師之有」 正義曰、此章論仲尼之德也。
- (23)「叔孫武叔語大夫於朝曰……夫子之云不亦宜乎」 正義曰、此章亦明仲尼之德也。
- (24)「叔孫武叔毀仲尼……多見其不知量也」 正義曰、此章亦明仲尼也。
- (25)「陳子禽謂子貢曰……如之何其可及也」 正義曰、此章亦明仲尼之德也。

この邢昺の疏によって子張篇の分章を確かめると、たしかに25章となる。邢昺は何晏の論語集解に即して疏を付しているから、邢昺のこの分章をもって何晏集解の分章と認めて差し支えないのではなかろうか<sup>(15)</sup>。それに対して論語義疏子張篇の分章は24章というから、いずれかの1章を欠いているか、あるいは2章を合せて1章としているのであろう。

## 5 子張篇第三部分の疏と篇内皇疏からみた論語義疏子張篇の構成

子張篇篇首第三部分の疏は、篇内が24章であることと、子張、子夏、子游、曾參、子貢たち5人の弟子のことばで構成されていることを記し、子張篇内の章下に繋がれる篇内皇疏は、弟子たち5人のことばの始まりと終わりを示して、それぞれ何章になるかを記している。篇内皇疏に記されるその章数を合せると24章となり、第三部分の疏がいう24章と一致し、さらに論語音義も「疏廿四章」とするから、義疏の子張篇を24章とみることに問題はない。ただその音義も、義疏が子張篇をどのように分けて24章とするのか、そこまでは記さない。

ここで第三部分の疏と篇内皇疏によって、子張篇の構成を考える。義疏の分章は明らかでないから、もとづくのは集解の分章である。そこで先に示した邢昺疏の分章を集解の分章とみなして、( )内に論語集解の分章次序を数字で示した<sup>(16)</sup>。そして第三部分の疏と篇内皇疏によって、子張語、子夏語、子游語、曾參語、子貢語の5段に分け、○中に篇内皇疏が記す各段ごとの章数と冒頭の句を付記する。分章に言及する篇内皇疏は、論述の便宜上「疏1」「疏2」「疏3」のように数字を付してそれぞれの章下に繋いである。ただ疏1は、もともと第三部分の末尾に記される疏であるが、第一章にかかわる疏とみて、ここに繋いだ。

[第一段子張語]

(1) ①「子張曰、土見危致命」章 疏1：就子張語、自有二章也  
疏2：此是第一、此一篇皆是弟子語、无孔子語也、

(2) ②「子張曰、執德不弘」章 疏3：三章訖、此是子張語、是第一、

(1) 下に繋がれる疏1によれば、第一段の子張語は2章といい、(2) 下に繋がれる疏3に、子張語は第二章で終わるとある。また「子張曰」で始まる章は(1)(2)の2章だけで、この点も疏1、疏3と一致していて、異論はない。

[第二段子夏語]

- (3) ①「子夏之門人問交於子張」章 疏4：此下是第二、是子夏語、自有  
十一章
- (4) ②「子夏曰、雖小道」章
- (5) ③「子夏曰、日知其所亡」章
- (6) ④「子夏曰、博學而篤志」章
- (7) ⑤「子夏曰、百工居肆以成其事」章
- (8) ⑥「子夏曰、小人之過也必文」章
- (9) ⑦「子夏曰、君子有三變」章
- (10) ⑧「子夏曰、君子信而後勞其民」章
- (11) ⑨「子夏曰、大徳不踰閑」章 疏5：子夏語十一章、訖此也
- (13) ⑩? 「子夏曰、仕而優則學」章← [第三段 子游語] から移す。

(3) 下の疏4によれば、この(3)から子夏語は始まり、すべてで11章となるはずである。そして(11)下に繋がれる疏5は「子夏語十一章、訖此也」と記すから、子夏語の11章はここで終わりとなる。ところが、(3)から(11)まででは、子夏語は9章にしかならず、子夏語は11章とする疏4、疏5と違って2章不足する。これら9章は、(3)を除くといずれも「子夏曰」で始まり、章の構成もはっきりしていて、この9章が11章に分かれる可能性は考えられない。次の第三段の(12)は、子游が子夏の門人を批判した章で、それに子夏の反論が記されるから、子夏語とみることができのかもしれない。ところがこの(12)には、疏6「此下第三、子游語、自有二章」が繋がれていて、疏6による限り、(12)は子游語である。そして次の(13)は、子夏のことばに終始するから、(13)は子夏語と数えることができそうである。そこで(13)を子夏語とすると、子夏語は10章となるが、それでも疏4「此下是第二、是子夏語、自有十一章」、疏5「子夏語十一章、訖此也」のいうように11章にはならず、1章不足する。ただこのように整理した場合、子夏語の間に子游語の1章が挟まり、子夏語が連続しない。

[第三段子游語]

- (12) ①「子游曰、子夏之門人小子」章 疏6：此下第三、子游語、自  
有二章
- (13) ? 「子夏曰、仕而優則學」章→[第二段 子夏語]へ移す

- (14) ②「子游曰、喪致乎哀而止」章  
 (15) ③「子游曰、吾友張也爲難能也」章

(12) 下に繋がれる疏6によれば、第三段はここから子游語となり、合わせて2章という。ところが疏6はこのように(12)下に繋がれているから、(13)を子夏語とみて第二段に移しても、「子游曰」で始まる章は(12)(14)(15)の3章あり、疏6「此下第三、子游語、自有二章」のいう2章に比べ1章多くなる。

[第四段曾參語]

- (16) ①「曾子曰、堂堂乎張也」章 疏7：此以下是第四、曾參語、自有四章  
 (17) ②「曾子曰、吾聞諸夫子」章  
 (18) ③「曾子曰、吾聞諸夫子、孟莊子之孝也」章  
 (19) ④「孟氏使陽膚爲士師」章

(16) 下に繋がれる疏7によれば、第四段はここから曾參語で、すべてで4章という。(16)から(18)はたしかに「曾子曰」で始まり、(19)も曾參のことばが中心で、これら4章を曾參語とすることで問題はない。

[第五段子貢語]

- (20) ①「子貢曰、紂之不善」章 疏8：此以下是第五、子貢語、自有五章  
 (21) ②「子貢曰、君子之過也」章  
 (22) ③「衛公孫朝問於子貢曰」章  
 (23) ④「叔孫武叔語大夫於朝曰」章  
 (24) ? 「叔孫武叔毀仲尼」章  
 (25) ⑤「陳子禽謂子貢曰」章

(20) 下に記される疏8によれば、ここからが第五段の子貢語で、すべてで5章という。ところが集解の分章によれば、子貢がかかわるのは(20)から(25)までの6章となり、疏8のいう5章と比べて1章多い。ただ先にも触れたように、集解の子張篇は25章といい、義疏は24章というから、あるいはこの(20)から(25)までの6章が、義疏の分章では5章であった可能性が高い。というのも(22)から(25)までの4章は、「衛公孫朝」「叔孫武叔」「陳子禽」で始まり、中でも(23)(24)は同じく叔

孫武叔に子貢が反論する章である。この章あたりに論語義疏の分章の違いがあったのかもしれないが、それを明らかにするような疏も論語音義も見えない。

## 6 篇内皇疏から生じる章数の疑問と根本遜志の校定

前節で検討したことを、整理しなおしたのが下記の表である。

第一段子張語	皇疏 2 章	(1) (2)
第二段子夏語	皇疏 11 章	(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (13 ?)
第三段子游語	皇疏 2 章	(12 ?) (14) (15)
第四段曾參語	皇疏 4 章	(16) (17) (18) (19)
第五段子貢語	皇疏 5 章	(20) (21) (22 ?) (23 ?) (24 ?) (25 ?)

問題は、篇内皇疏の記述と分章との間に存在する食い違いである。子張篇はいずれの章も弟子たちのことばで、分章も比較的わかりやすい。それにもかかわらず、皇疏の記述とそれが繋がれる位置からみて、章数と分章とが一致するのは、第一段子張語と第四段曾參語だけで、第二段子夏語は 10 章 (1 章不足)、第三段子游語は 3 章 (1 章多い)、第五段子貢語は 6 章 (1 章多い) というように、皇疏の記述と各段の章数との間に食い違いが生じている。なぜこのような食い違いが生じるのか、皇疏に従う限り、その答えを明らかにできない。

もうひとつ、論語集解が 25 章で、義疏が 24 章という分章の差異は、第五段子貢語の分章がかかわるのであろう。というのは、第五段子貢語について、集解の分章では 6 章であるのに、疏 8 は 5 章というから、義疏の分章は 5 章のはずで、ここから 1 章の差が生じている。義疏は第五段のいずれかの章を合わせているのであろう。

ここで生まれるひとつの疑問は、陸徳明の論語音義が子張篇の章の総数については言及しても、今検討している篇内皇疏と各段の章数との食い違いについては、まったく触れていないことである。ここから考えられることは、陸徳明が論語音義を撰述した当時、篇内皇疏と各段の章数との間に食い違いはなく、この問題が、陸徳明より後になって生じたものではないかということである<sup>(17)</sup>。

こうした問題をきわめて明快に解決したのは、論語義疏を校定した根本遜志 (1699 - 1764) である。あらためてその校定を検討してみよう。かれは校定に際して、篇内皇疏に記される分章と、各段の章数との間に問題があることに気づいていた。そこでかれが考えた解決の方法は、疏は正しいとみて字句は改



めず、ただ疏の繋がれている位置を移すことで問題解決を図った。それは、(12)は、文頭の発言者は子游であるが、子夏の反論があり、反論が章旨であるともいたのであろう、この章を子夏語とみなし、(13)もまた子夏語として、疏5の「子夏語十一章、訖此也」を(11)下から(13)下に移し、疏6の「此下第三、子游語、自有二章」を(12)下から(14)下に移す。そうすると子夏語は11章となり<sup>(18)</sup>、子游語は(14)(15)の2章となる。今問題とする個所を抜きだし、疏の移動を示せば次のようである。

(10) ⑧「子夏曰、君子信而後勞其民」章

(11) ⑨「子夏曰、大徳不踰閑」章 旧抄本は疏5を(11)下に繋ぐ

(12) ⑩「子游曰、子夏之門人小子」章 旧抄本は疏6を(12)下に繋ぐ。

(13) ⑪「子夏曰、仕而優則學」章 根本校定は疏5を(11)から(13)下に移す。

(14) ①「子游曰、喪致乎哀而止」章 根本校定は疏6を(12)から(14)下に移す。

(15) ②「子游曰、吾友張也爲難能也」章

根本遜志校定のもう一点は、(23)と(24)を合わせ1章とする。このように改めることで、子貢語は6章から1章減って5章となり、疏8と合致し、論語義疏子張篇は全体で24章となる。根本遜志の校定にもとづいて子張篇の構成を示すと、次のようになる。

第一段子張語 皇疏2章 (1)(2)

第二段子夏語 皇疏11章 (3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)

第三段子游語 皇疏2章 (14)(15)

第四段曾參語 皇疏4章 (16)(17)(18)(19)

第五段子貢語 皇疏5章 (20)(21)(22)(23+24)(25)

根本遜志は、子張篇の第二段子夏語、第三段子游語で生じた問題は、篇内皇疏の繋がれる位置が誤っていることに起因するとみる。かれの校定に従えば、子張篇内の皇疏が記す子張語2章、子夏語11章、子游語2章、曾參語4章、子貢語5章という章数の問題、それと論語義疏子張篇が論語集解と比べて1章少ない24章であるという問題も氷解する。今根本遜志の校定の方法の当否を確かめる方法はないが、仮説のひとつとして認めていいのではなかろうか。根本遜志校定のこのような処理方法が認められる可能性を、次に記す。

## 7 旧抄本論語義疏の改編と根本遜志校定の評価

わたしはかつて、論語義疏の異本と認められる敦煌本『論語疏』と旧抄本論語義疏との2本を比較することで、旧抄本論語義疏は以下のような過程をたどって改編されているのではないかという仮説を立てた。論語義疏のもともとの形は、経と集解について解明すべき問題が提示され、その提示された問題に答える形で疏が作られる、いわゆる問答形式の形をとっていた。その場合、経、集解は、問題の所在を示す標識として記されるに過ぎないから、経、集解の全文が表示される必要はない。それが後に読者の便宜から、経、集解全文の表示が求められて改編の手がはいり、経、集解下に疏を適宜分割して直接繫属する形式に改められた。このことは、敦煌本論語疏の記述形式と旧抄本論語義疏の記述形式を比較することによって、推論したことである。論語義疏はこのように、撰述された最初の段階と、後に改編された段階とは大きく形を変えていると考えている。念のためいえば、この間、論語義疏はずっと写本の形で伝えられ、刊本になることはなかった。そして、今わたしたちが見ることができる旧抄本論語義疏は、まさに改編を経た形式で、経あるいは集解下に繋がる疏の位置は、論語義疏を改編した後人の手によって適宜繫属されたものである<sup>(19)</sup>。そうであれば子張篇で見てきた分章の食い違いは、後になって疏を経に繫属した段階で生じたことではなかったか。すなわち、子張篇において疏5を(11)下に繋いだのは、その章まで「子夏曰」が連続していることと、そこまで11章になると誤解したからであろう。また疏6を(12)下に繋いだのは、そこにはじめて「子游曰」で始まる章が記されるから、ここから子游語は始まるとみただからであろう<sup>(20)</sup>。このような改編を何時、誰が行ったのかを今知ることはできない。しかし少なくともそれは、陸徳明が論語音義で触れていないことをひとつの証として、陸徳明に遅れて行なわれたことは確かであろうし、あるいは敦煌本論語疏の行なわれていた時代よりも後のことになるのかもしれない。

### まとめ

語録の性格をもつ論語は、早くから篇内が章に分かれていたはずであるが、それを確かめることは容易ではなく、今資料によって知りうるのは前漢末までである。そして注釈として論語の分章に言及するのは、皇侃の義疏が最初であろう。皇侃もすべての篇の分章に言及するわけではなくて、郷党篇、堯曰篇そして子張篇の三篇に限られるようである。本論は、その子張篇の分章を問題と

して取りあげた。

子張篇が他の篇と異なるのは、皇侃によれば、すべて弟子たち、それは子張、子夏、子游、曾參、子貢たち5人のことばを記して5段に分かれるという点である。そのことを指摘する皇侃の疏は、子張篇篇首に記される第三部分の疏、及び子張篇篇内の章下に繋がれる皇疏である。その篇内皇疏にもとづいて、5人の弟子のことばが何章から何章であるのか、その割り振りを見てゆくと、食い違いが出てきてしまう。それに加えて、子張篇の章数を論語集解が25章と数えるのに対して、論語義疏は24章とするという問題もでてきた。こうした問題に、論語義疏を校定した根本遜志はすでに気づいていて、かれはその校定で、皇疏の繋がれている位置を移し、(23)と(24)の2章を合わせて1章とすることで解決した。

わたしは敦煌本論語疏を手がかりにして、旧抄本論語義疏は論語義疏の本来の姿ではなくて、後になって整理改編されたものであろうと考えてきた。子張篇の皇疏が示す繋属の誤りは、後人による論語義疏の整理と改編の際に生じた誤りとみて、根本遜志の校定結果を認めるとともに、わたしの論語義疏改編説を立証できる有力な証が一条加わったと考える<sup>(21)</sup>。

(注)

- (1) 子張篇篇首の文については、「旧抄本『論語義疏』「子張」篇篇首の「疏 就此篇凡有二十四章(以下略)」をめぐるいくつかの問題」(『中国文化』第75号 2017年6月)を参照。
- (2) この点については、前掲(1)の「4 第三部分はどのような性格の文章か」を参照。
- (3) 論語音義の問題については、拙著『『論語義疏の研究』第四章『經典釈文』「論語音義」と『論語義疏』』(創文社 2013年)を参照。
- (4) この問題については、前掲(1)の「3 根本遜志と武内義雄は、論語義疏の校定で第三部分をどのように処理したか」を参照。
- (5) 武内校本「論語義疏校勘記」は、子張、堯曰2篇にのみ「章段」が記されるという、郷党篇には触れない。論語において「章段」を問題としようとするれば、特異な章構成をもつのは、郷党、堯曰の2篇とこの子張篇であろうから、皇疏が言及する可能性を理解できる。
- (6) 清熙園本が「子長」と作るのは、誤り。
- (7) 論語義疏にはこのような分章についての皇疏があり、しかもこの種の皇疏は郷党、堯曰篇では章下に繋がれるから、子張篇篇首の第三部分が皇侃の疏と認められるならば、根本遜志の校定のように、第一章下に繋ぐことが認められるであろう。

この点については、前掲(1)の「3 根本遜志と武内義雄は、論語義疏の校定で第三部分をどのように処理したか」を参照。

- (8) 鄭玄(127 - 200)が、論語の分章についてどのようにみているかを注釈から知ることはできないし、草稿が存在するわけではない。今残るもっとも古い鄭玄『論語注』として、唐・ト天寿抄本(710年写)は、「論語 八佾第三 孔氏本 鄭氏注」のように記すだけで、章数を記さず、経・注は追い込みで、分章の標識も見えない。
- (9) 何晏(190? - 249)が、分章をどのようにみているかを注釈から知ることはできないし、彼の草稿が存在するわけではない。もっとも古く伝わる敦煌本『論語集解』のいずれにも、章数の表示はなく、分章を示す標識も見えず、経・注は追い込みで記される。日本に伝わる古抄本『論語集解』も、経・注は追い込みである。敦煌本と異なるのは小題の下に章数が記されるが、これは論語音義からの書き入れて、論語集解にもともとあったものではなからう。
- (10) 鄭玄あるいは何晏のころに通行していた論語が章に分かれていたことは、漢・熹平石経(熹平4年175年に建立)八佾篇の篇末に「凡廿六章」、陽貨篇の篇末に「凡廿六章」と章数が残存し、また卷末に「凡廿篇萬五千七百一〇字」と字数が記されることから知ることができる。ただ熹平石経そのものに、分章についての標識があったかどうかは、明らかでない。
- (11) 三論の篇内が章に分かれていたことは、三論とほぼ時期を同じくする「定州漢墓竹簡『論語』」、あるいは「平壤貞柏洞364号墳出土竹簡『論語』」によって知ることができる。

定州漢墓竹簡『論語』(文物出版社 1997年)によれば、定州漢墓竹簡論語には、堯曰篇の章数を示すと思われる「凡二章 [凡三百廿二字]」という竹簡が存在し、また次のような章数を示す竹簡も存在する。

- ・凡廿七章……
- …… [章] ……五百七十五字
- 凡 [廿六] 章 ・凡九百九十字
- ・凡廿章 ・凡七百九十字
- ・凡 [卅] 四章……
- [・凡卅七章] [□□百八十一字]
- ・凡十三章……
- [凡十] 三章 ・……
- ・凡廿八章 [・凡八百五十一字]

また平壤貞柏洞364号墳出土竹簡『論語』について、次のようにいう。

章句の始まりを意味する黒点、終わりを意味する餘白、上下一〇字を基本とする(顔淵篇は上下九字)記載方式、一〜二字の字句であれば字間を狭めて書いたり、意味の伝達に支障がない範囲で四〜五字省略するなどして、一枚の竹簡で文章が終わるようにした用例が確認される。(「平壤貞柏洞364号墳出土竹簡『論語』について」李成市他、「中国出土資料研究」第14号119ページ)

定州漢墓竹簡論語は魯論の可能性が高く、こうした資料から三論が章に分かれて通行していた可能性は、ほぼ認められるであろう。

- (12) 論語の分章について、注釈者が明確な意識でもって注釈を施したことがわかるのは、朱熹（1130 - 1200）ではなかろうか。残存する『論語集注』草稿を見ると、経文を1字分高くし、章の始まりには1章ごとに○印を付け、音注は経文とあわせて記し、注は経文と別行して記す。また1章をいくつかの句に分ける場合には、経文を1字分高くしてあり、注と明らかな区別をしている。

朱熹の生存時期ときわめて近い時期に刊行された宋・淳祐二年（1242年）刊本『四書』は、篇首の小題に続き、その篇の要旨、要旨末に「凡十六章」と章数を記す。経文は、1章をまとめ、あるいは1章を数句に分け、音注・注は別行して1字下げて記している。経・注とも大字。後に刊行される四書集注の多くは、経・注が追い込みとなり、章の冒頭に○印を付して分章標識とするが、淳祐刊本論語にはこのような○はない。こうした○は、四書が商品となったとき、購入者の要求に沿った簡易さを求めたものではないだろうか。

- (13) 陸徳明の『論語音義』は、論語集解各篇の章の総数を記すが、分章までは明らかにしない。
- (14) 「章」とは何を指すのであろうか。邢昺は、「章者、明也。謂分析科段、使理章明」（『孝経』「開宗明義章」邢昺疏）という。また青淵本『論語義疏』巻第一（東京都立中央図書館蔵）に「積字爲句、積句爲章、積章爲篇、積篇爲卷、積卷爲部」という書き入れがある。
- (15) 時代は下るが、唐・開成2年（837）に建立された開成石経『論語』は、小題「學而第一 何晏集解」に続いて、章数などは記さず、1行10字、経文だけを追い込みで刻し、分章の標識もない。また宋・劉氏天香書院刻本「監本纂圖重言重意互註『論語』」（中華再造善本 北京図書館出版社 2005年）は、経・注を追い込みで記すが、各章の始まりに○を置いて、分章を示していて、子張篇は25章である。
- (16) 今分章が確かめられるのは論語集解であるから、以下の記述で章を指す場合、集解の分章を基準とすることになる。
- (17) 論語音義は、分章について1個所ではあるが言及がある。子張篇皇疏に今問題としているような相違があるならば、陸徳明はそのことを指摘するはずで、そうした指摘がないということは、陸徳明が見ていた義疏には、皇疏と子張篇内の分章とに食い違いはなかったと考えられる。あるいは、論語音義は論語集解を中心とし、そのテキスト間の差異は取りあげているから、皇本に限った問題は取りあげなかったのかもしれない。
- (18) これによって子夏語の11章が連続することになる。
- (19) この問題については、拙著『『論語義疏の研究』第三章 旧抄本『論語義疏』と敦煌本『論語疏』』を参照。
- (20) このように単純ともいえる誤りでは、論語義疏を整理改編した人のレベルがあまりにも低いと見なされかねない。しかし(11)(13)が同じく「子夏曰」、(12)

(14) が同じく「子游曰」ではじまり、もし経文が省略された形で書かれている場合には、誤る可能性が生じるかもしれない。それにしても根本遜志の校定に至るまで、皇疏がそのままの形で残っていたのはどうしてであろうか。わたしはここでは改編の際に誤ったとしたが、あるいは経文を標識としてしか記さない改編以前の問答形式で伝わっていた段階で、すでに誤りがあったのかもしれない。

(21) 根本遜志の論語義疏校定には、旧抄本論語義疏を注疏本の形に改めたことなどいくつかの問題があることを認めながらも、かれが論語義疏校定で意図したことを、あらためて再評価する必要があるとみる。

[付言 1] 根本遜志は、第三部分を「疏」とする清熙園本も、さらには敦煌本論語疏も見えていない。それにもかかわらず皇疏の校定では、わたしがこれらの資料で気づいたことをすでに行なっている。記して備忘とする。

[付言 2] 論語義疏の校定に際しては、子張篇篇首の「疏」の処理として、清熙園本の記述に従い、篇内の疏の問題点を指摘し、根本校本の校定を注記することが考えられるであろう。

また子張篇に限ってなぜこのような第三部分の疏が記されるのかという点も疑問であるが、その点には今言及する用意がない。とりあえず本文では第三部分が何を示しているかの説明を中心とした。

(東京外国語大学名誉教授)